

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【公表番号】特表2017-530992(P2017-530992A)

【公表日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-040

【出願番号】特願2017-519320(P2017-519320)

【国際特許分類】

C 0 7 D 403/06 (2006.01)

A 6 1 P 31/14 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/4184 (2006.01)

C 0 7 D 471/04 (2006.01)

A 6 1 K 31/437 (2006.01)

【 F I 】

C 0 7 D 403/06 C S P

A 6 1 P 31/14

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/4184

C 0 7 D 471/04 1 0 4 Z

A 6 1 K 31/437

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

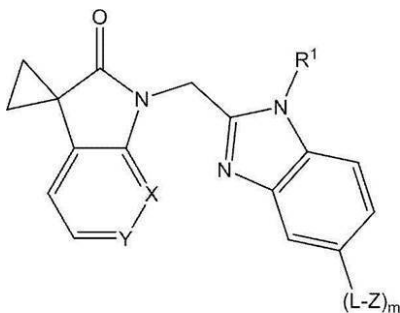
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(I)：

【化1】



式(I)

[ 式中：

XとYの一方が、N原子又は置換されたC原子であり、他方がCHであり；

Lは、単結合、C<sub>1-3</sub>アルキレン、C<sub>2-3</sub>アルケニレン又はC<sub>2-3</sub>アルキニレンであり；

R<sup>1</sup>は、C<sub>1-6</sub>アルキル、C<sub>2-6</sub>アルケニル、C<sub>2-6</sub>アルキニル、3～10員のシクロアルキル、5～10員のヘテロシクリル又は5～12員のヘテロアリール（それぞれが無置換又は置換されている。）であり；

Zは、ハロ、C<sub>1-6</sub>ハロアルキル、ニトロ、-CN、-N(R<sup>2</sup>)<sub>2</sub>、-OR<sup>2</sup>、-SR<sup>2</sup>、-S(=O)R<sup>2</sup>、又は-S(=O)<sub>2</sub>R<sup>2</sup>であり；

各R<sup>2</sup>は、独立して、水素、C<sub>1-6</sub>アルキル、C<sub>2-6</sub>アルケニル又はC<sub>2-6</sub>アルキニル（ここで、上記アルキル、アルケニル及びアルキニル基は、無置換又は置換されている。）であり；

mは、0又は1である。]

のベンゾイミダゾール化合物又はその医薬上許容される塩。

【請求項2】

XとYの一方が、N原子又はハロゲン原子で置換されたC原子であり、他方が、CHである請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

XとYの一方が、N原子又はフッ素原子で置換されたCであり、他方が、CHである請求項2に記載の化合物。

【請求項4】

Lが、単結合又はC<sub>1-3</sub>アルキレンである前記請求項の何れか1項に記載の化合物。

【請求項5】

Lが、単結合又はC<sub>1</sub>アルキレンである請求項4に記載の化合物。

【請求項6】

R<sup>1</sup>が、C<sub>3-6</sub>アルキル、C<sub>3-6</sub>アルケニル、5又は6員のシクロアルキル、5又は6員のヘテロシクリル又は5又は6員のヘテロアリール（それぞれが無置換又は置換されている。）である前記請求項の何れか1項に記載の化合物。

【請求項7】

R<sup>1</sup>が、C<sub>3-6</sub>アルキル、C<sub>3-6</sub>アルケニル、5又は6員のシクロアルキル、又は5又は6員のヘテロシクリル（それぞれが無置換又は独立してハロゲン原子及び-OH基から選ばれる1個以上の基で置換されている。）である請求項6に記載の化合物。

【請求項8】

R<sup>1</sup>が、無置換又は1、2、3又は4個のハロゲン原子で置換されたC<sub>5-6</sub>アルキルであるか、R<sup>1</sup>が、1、2、3又は4個の-OH基で置換された6員シクロアルキルであるか、或いはR<sup>1</sup>が、無置換の6員ヘテロシクリルである請求項7に記載の化合物。

【請求項9】

Zが、-N(R<sup>2</sup>)<sub>2</sub>、-OR<sup>2</sup>、ハロゲン原子又はC<sub>1-6</sub>ハロアルキルである前記請求項の何れか1項に記載の化合物。

【請求項10】

Zが、-N(R<sup>2</sup>)<sub>2</sub>又はハロゲン原子である請求項9に記載の化合物。

【請求項11】

Zが、NH<sub>2</sub>又は塩素原子である請求項10に記載の化合物。

【請求項12】

各R<sup>2</sup>が、独立して、水素又はC<sub>1-4</sub>アルキルである前記請求項の何れか1項に記載の化合物。

【請求項13】

mが1である前記請求項の何れか1項に記載の化合物。

【請求項14】

式(I)において；

XとYの一方が、N原子又はフッ素原子で置換されたCであり、他方がCHであり；

R<sup>1</sup> が、無置換又は 1、2、3 又は 4 個のフッ素原子で置換された C<sub>5-6</sub> アルキルであるか、R<sup>1</sup> が、無置換又は 1 又は 2 個の -OH 基で置換されたシクロヘキシルであるか、或いは R<sup>1</sup> が、無置換のテトラヒドロピアンであり；

m が、1 であり；

L が、単結合又は C<sub>1</sub> アルキレンであり；

Z が、NH<sub>2</sub> 又は塩素原子である

請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 15】

1' - { [ 5 - (アミノメチル) - 1 - (4, 4, 4 - トリフルオロプロチル) - 1 H - 1, 3 - ベンゾジアゾール - 2 - イル ] メチル } - 6' - フルオロ - 1', 2' - ジヒドロスピロ [ シクロプロパン - 1, 3' - インドール ] - 2' - オン；

1' - ( ( 5 - (アミノメチル) - 1 - (4, 4, 4 - トリフルオロプロチル) - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 2 - イル ) メチル ) スピロ [ シクロプロパン - 1, 3' - ピロロ [ 2, 3 - b ] ピリジン ] - 2' ( 1' H ) - オン；

1' - ( ( 5 - クロロ - 1 - (テトラヒドロ - 2 H - ピラン - 4 - イル) - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 2 - イル ) メチル ) スピロ [ シクロプロパン - 1, 3' - ピロロ [ 2, 3 - c ] ピリジン ] - 2' ( 1' H ) - オン；

1' - ( ( 5 - (アミノメチル) - 1 - イソペンチル - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 2 - イル ) メチル ) スピロ [ シクロプロパン - 1, 3' - ピロロ [ 2, 3 - b ] ピリジン ] - 2' ( 1' H ) - オン；

1' - ( ( 5 - (アミノメチル) - 1 - イソペンチル - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 2 - イル ) メチル ) スピロ [ シクロプロパン - 1, 3' - ピロロ [ 2, 3 - c ] ピリジン ] - 2' ( 1' H ) - オン；及び

1' - ( ( 5 - (アミノメチル) - 1 - (テトラヒドロ - 2 H - ピラン - 4 - イル) - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 2 - イル ) メチル ) - 6' - フルオロスピロ [ シクロプロパン - 1, 3' - インドリン ] - 2' - オン；

1' - ( ( 5 - (アミノメチル) - 1 - ( ( 1 R, 4 R ) - 4 - ヒドロキシシクロヘキシル ) - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 2 - イル ) メチル ) - 6' - フルオロスピロ [ シクロプロパン - 1, 3' - インドリン ] - 2' - オン

及びそれらの医薬上許容される塩から選ばれる請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 16】

請求項 1 ~ 15 の何れか 1 項に記載の化合物、及び医薬上許容される担体又は希釈剤を含む医薬組成物。

【請求項 17】

R S V 感染症の治療又は予防に用いるための請求項 1 ~ 15 の何れか 1 項に記載の化合物。

【請求項 18】

R S V 感染症に罹患している又は感染しやすい対象の治療において、同時に、個別に又は連続的に用いられる

( a ) 請求項 1 ~ 15 の何れか 1 項に記載の化合物；及び

( b ) 1 以上のさらなる治療剤；

を含む製品。

【請求項 19】

さらなる治療剤が：

( i ) R S V ヌクレオカプシド ( N ) タンパク質阻害剤；

( i i ) ホスホプロテイン ( P ) タンパク質及び / 又は巨大 ( L ) タンパク質を阻害するもののような他のタンパク質阻害剤；

( i i i ) F タンパク質抗体のような抗 R S V モノクローナル抗体；

( i v ) 免疫調節性 T o l l 様受容体化合物；

( v ) 抗インフルエンザ及び / 又は抗ライノウイルス化合物のような他の呼吸器ウイル

ス抗ウイルス性化合物；及び／又は  
( v i ) 抗炎症性化合物  
である請求項 1 8 に記載の製品。

【請求項 2 0】

医薬上許容される担体又は希釈剤と共に、( a ) 請求項 1 ~ 1 5 の何れか 1 項に定義の化合物、及び ( b ) 請求項 1 8 又は 1 9 に定義の 1 以上のさらなる治療剤を含む医薬組成物。